

薬機発第904号  
令和8年5月18日

日本製薬団体連合会 会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 藤原 康弘  
( 公 印 省 略 )

副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金のオンライン申告・納付に係る  
協力依頼について

医薬品、医療機器、再生医療等製品及び体外診断用医薬品の製造販売業者は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第19条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、各年4月1日において許可を受けている場合に、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金（以下、総称して「拠出金」という。）を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）に納付することとされています。

令和7年度より、拠出金の申告・納付手続の利便性の向上を図る観点から、オンラインによる申告及びキャッシュレス決済の利用による納付手続を開始しました。

今後、オンライン申告を推奨させて頂く上でのご参考として、令和7年度にオンライン申告を行った事業者を対象に実施したアンケート結果を機構ウェブサイトに掲載しております。併せて、令和8年度各拠出金納付義務者に対し別添のご案内を申告書類とともに送付いたします。

つきましては、貴会におかれましても、本取組の趣旨をご理解いただき、拠出金の申告・納付に当たり、オンライン申告の活用が検討されるよう貴会からのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。